

（目的）

1. この規程は、日本生物工学会（以下本会）が本会ホームページに掲載する広告（以下バナー広告）の掲載に関する事項を定める。

（責任）

2. バナー広告は広告主が準備し、本会は広告主に掲載場所を提供し、掲載作業を行う。バナー広告の内容に対する責任は、広告主が負う。本会はバナー広告の内容に対する一切の責任を有しない。

（掲載場所および規格）

3. バナー広告の掲載場所および規格は別途仕様書で定める

（掲載基準）

4. 以下に該当する表現、内容を有するバナー広告は掲載しない。

- 責任の所在が不明確なもの
- 本会とは無関係の商品やサービスなどを本会が推奨、あるいは保証しているかのような表現のもの
- 宗教活動、政治活動、本会とは無関係な通信販売や寄付活動を目的とするもの
- 投機、射幸心を著しくあおる表現のもの
- 公序良俗に反する行為を肯定しているもの
- 非科学的または迷信に類するもので、利用者を迷わせたり、不安を与える恐れがあるもの
- 他の者を著しく中傷し、名誉毀損あるいは差別等人権侵害となる恐れがあるもの
- 第三者の著作権やプライバシーを侵害する恐れのあるもの
- 詐欺的なもの、またはいわゆる不良商法とみなされるもの
- その他、本会が不適切と判断したもの

上記以外の事項が生じた場合は、その都度、本会理事会において審議する。

（掲載内容の確認）

5. 掲載内容は、本会ホームページ担当において確認し、広告主へ掲載の可否を報告する。

（掲載後の掲載削除）

6. 掲載後に本会ホームページ担当の判断で、広告内容が不適切であると判断された場合には、契約の終了を待たずにバナー掲載を解除できるものとする。この場合、掲載しなかった期間分の広告費用は広告依頼主に返還しない。

（変更の申し出）

7. 掲載中のバナーの変更については、提出された新しいバナーを本会ホームページ担当で承認した後、掲載バナーを変更するものとする。

（掲載の延長）

8. バナー広告掲載を延長する時は、掲載期限の1箇月前までに本会に申し出る。

[▶戻る](#)